

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

—文部省の指針・施策におけるその学校教育上の位置づけ—

A Study on Athletic Club Activities in Japanese High Schools

北川 邦一
KITAGAWA Kunikazu

はじめに

学校における課外運動クラブ活動(運動部活動)のあり方の再検討が全国的な課題となっている。その論点は多岐にわたるが、今日では、運動部活動の「過熱」や歪みを解決するの
なければ、学校が子どもの生活、学習、発達の調和的なあり方及びそれを保障すべき教員の
教育、研究、休息・休暇・休養を組織し保障して学校本来の機能を遂行することが困難な状態
に至っていると思われる。筆者は、このような認識から部活問題に取り組む。又、学校教育の
再建・発展・創造も部活問題も、とりわけ公立中学校に課題が凝集的に現れているという認
識から公立中学校を主としてこの問題にとりかかる。

本稿では、学習指導要領や文部省通達、法規を中心として、課外クラブ活動(「部活動」)及
び教育課程内の「クラブ活動」の学校教育における位置づけ、それに関する指導指針の概括
的把握を試み、問題の全面的把握と解決策への端緒とする。

(一) 現行学習指導要領における「クラブ活動」「部活動」の位置づけ

現在いわゆる「部活動」は、ほとんどの中学校、高等学校においてその教育活動として行わ
れており、その活動内容は「クラブ活動」と類似しているが、学習指導要領上は、前者は課外
の学校教育活動とされ、後者は教育課程内の活動とされている点で両者は区別されている。
そこで、まず、中学校について現行学習指導要領を中心に両者の教育的位置づけの概要を把
握する。当然、「クラブ活動」についての定めが主となっている。

(1) 「クラブ活動」についての定め

①現行の「中学校学習指導要領」は、1989年3月15日、学校教育法施行規則(昭和22年5月23
日 文部省令第11号)の改正(平成元年・文部省令第1号)とともに改訂が告示された。この施行
規則は、「中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳及び特別活動によって編成するも

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

のとする。」としている。(第53条)

②中学校学習指導要領は、「特別活動」の「目標」を次のように示している。(第4章の第1)

「望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」

③中学校学習指導要領は、「特別活動」の内容は「A 学級活動」「B 生徒会活動」「C クラブ活動」「D 学校行事」によって構成することとし(第4章第2)、クラブ活動の組織方法・内容については次のように示している。(第4章第2C)

「クラブ活動においては、原則として学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒をもって組織するクラブにおいて、全生徒は文化的、体育的、生産的又は奉仕的な活動のいずれかの活動を行うこと。」

④又、クラブ活動に関する「指導計画の作成と内容の取り扱い」については、次のように示している(同前第3)。

「1の(4) クラブ活動に充てる授業時数は、クラブ活動のねらいの達成のために必要な時間が確保されるよう、学校の実態等を考慮して、適切に定めること。」

「3 生徒会活動およびクラブ活動については、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるよう配慮するものとする。」

「4 クラブ活動については、学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法などを適切に工夫するよう配慮するものとする。なお、部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。」

「7 ……生徒会活動、クラブ活動および学校行事については、全教師の協力により適切に指導するものとする。」

⑤特別活動の授業時数等に関しては、学校教育法施行規則(平成元年3月27日文部省令第4号)の別表2において各学年35～70単位時間(1単位時間は50分)とされ、「備考 2」において次のように記されている。

「特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。以下この号において同じ。)及びクラブ活動に充てるものとする。ただし必要がある場合には、学級活動の授業時数のみで充てることができる。」

又、学習指導要領総則第5では、次のように述べている。

「特別活動の授業のうち、クラブ活動については、学校や生徒の実態等を考慮して、年間を通じて行うように考慮すること。」

(2) 文部省指導書による「クラブ活動」解説

指導要領の解説書として文部省1989年著作『中学校指導書 特別活動編』が発行されており、クラブ活動についての解説(第3節、61～74頁)の要点を示すと次のとおりである。

①「クラブ活動の主な特質」

1.「生徒がもっている共通の興味や関心を追求する」

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

- 2.「原則として学年や学級の所属を離れた異年齢の集団による全生徒の活動である」
- 3.「望ましい人間形成」や「生涯学習の基礎となる望ましい体験を得る」上からも、「教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動」を行う。
- 4.「教科の学習では得られない満足感や成功感を味わい、暖かい人間的触れ合いを体験する」
- 5.「個性を伸ばし、自主性を育て、社会性の発達を図ろうとする」

②「共通の活動内容」

- 「ア 共通の興味や関心を追求する活動」——「クラブ活動のほとんどの時間がこの活動に充てられるが」、さらに細分グループに分かれて活動してもよい。
- 「イ クラブ活動の計画や運営に関する活動」
- 「ウ クラブ活動の成果の発表や学校行事に協力する活動」
- 「エ クラブ活動をめぐって生ずる様々な問題を解決しようとする活動」

③「クラブの種類とその設定」

- ア 「生徒の興味や関心に基づいて設定することを基本とする。」
- イ 「クラブの教育的な価値について十分に考慮するとともに、生徒の希望、学校の伝統、施設・設備の実態、指導に当たる教師の有無などを総合的に判断し適切に設定する」
- ウ 公平性に留意し、一部の生徒だけを優遇するクラブを設定しないようにする。
- エ クラブの趣旨について誤解を避けるためにも、教科名と同一の名称のクラブの設定は避ける。
- オ 生徒の発達段階、安全、健康、年間を通じての活動の可能性などに配慮してクラブを設定する。

④「クラブ活動に充てる授業時数の取り方」

「……次のような場合が考えられる……」

- 特別活動の標準授業時数35～70単位時間の中から学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てた時数を差し引いた残りをクラブ活動の時数として充てる。
- 選択教科等に充てる授業時数から充てる。
- 年間を通しての生徒会活動、クラブ活動及び学校行事に充て得る授業時数から充てる。
- いわゆる『学校裁量時間』をもって充てる。」

(3) 「部活動」についての指導要領の定め

以上が学習指導要領を中心とした文部省による中学校「クラブ活動」の位置づけの概要であるが、これに対して「部活動」についての記述は前記(1)の④の引用「4」におけるクラブ活動と関連づけての記述に尽きており、学習指導要領に部活動の目標・内容・意義づけ等の定めはない。又、学校教育法施行規則にも部活動に関する規定はない。上記指導書特別活動編では、クラブ活動の代替をする部活動の満たすべき条件がクラブ活動とほぼ同様の内容で述べられているだけである(72.73頁)。

なお、高等学校学習指導要領では高校生の「クラブ活動」の目標・内容・方法、その必修及び「部活動」によるその代替についてはほぼ中学校と同様に示されている。又、小学校学習指導要領では、4学年以上の児童について中学校に準じた目標・内容・方法のクラブ活動の必修が示されており、「部活動」についての言及はない。¹⁾

(二) 学習指導要領における「クラブ活動」の位置づけの変遷

現実には「課外部活動」が学校の活動に占める重さは「必修クラブ活動」よりはるかに大きい²⁾。それにもかかわらず上記のように「部活動」は学習指導要領において殆ど教育的に位置づけられていない。それ故、次に戦後学習指導要領の変遷の中にクラブ活動及び部活動の位置づけの変遷を辿って、このような不釣り合いな扱いの生じた経過ないし原因・理由を探る。

以下に示すように、指導要領における「部活動」への言及は1977年の中学校学習指導要領で初めて間接的な表現で見られるのである。

(1) 1947年学習指導要領一般編—自由研究の内容としてのクラブ活動

学校の教育課程(当初は「教科課程」と言われた。)の内に位置づけられた「クラブ活動」は、昭和22年3月の『学習指導要領 一般編(試案)』³⁾に設けられた教科としての「自由研究」にその起源を発する。

国の定める教育課程の基準における教科としての「自由研究」は、日本において戦後のこの指導要領で初めてとりあげられたものである。

この指導要領試案では、小学校の「教科課程」を構成する教科として「自由研究」が設けられ、その時間配当は4、5、6学年に各年間70—140時間とされた(週当たり2—4時間。週当たり全教科の総時間は学年順に28—30、30—34、30—34)。この自由研究の時間の使い方については、次のように説明された(○番号は引用者)。

「①教科の学習は、いずれも児童の自発的な活動を誘って、これによって学習がすすめられるようにして行くことを求めている。そういう場合に、児童の個性によっては、その活動が次の活動を生んで、一定の学習時間では、その活動の要求を満足させることができないようになる場合も出て来るだろう。……そのような場合に……活動の誘導、すなわち、指導が必要な場合もあろう。このような場合に、何かの時間において、児童の活動をのばし、学習を深く進めることが望ましいのである。ここに、自由研究の時間のおかれる理由がある。……つまり、児童の個性の赴くところに従って、それを伸ばして行くことにこの時間を用いて行きたいのである。……」

②このような場合に、児童が学年の区別を去って、同好のものが集まって、教師の指導とともに、上級生の指導もなされ、いっしょになって、その学習を進める組織、すなわち、クラブ組織をとって、この活動のために、自由研究の時間を使って行くことも望ましいことである。たとえば、音楽クラブ、書道クラブ、手芸クラブ、あるいはスポーツ・クラブといった組織による活動がそれである。

③……なお、児童が学校や学級の全体に対して負っている責任を果たす——たとえば、当番の仕事をするとか、学級の委員としての仕事をするとか——のために、この時間を充てることも、その用い方の一つといえる。

……ただこの時間(自由研究=引用者注)を無制限に多くすることは児童の負担を過重にするおそれがないでもないので、その凡その規準を挙げておいた。」

中学校については、上記の学習指導要領試案において「新制中学校の教科と時間数」が示され、教科は必修科目と選択科目に分けられ、選択科目の一つとして「自由研究」が挙げられ

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

た。「選択科目」は、外国語、習字、職業、自由研究から構成され、「これらのどれを選ぶかは、生徒の考えで選ぶのを本来とするが、学校として生徒の希望を考慮してきめてもよい」とされ、選択科目は合計で各学年年間35—140時間（週1～4時間）、生徒の負担が過重でないならば校長の裁量で年210時間まで増すことができる、この範囲内で各選択科目に何時間を充てるかは、例えば外国語および職業に2時間ずつあるいは自由研究に4時間あてるなど、いろいろにきめてよいとされていた。そして、「自由研究」については、「設けたわけは、すでに小学校の場合に述べたと同様である」と示されただけであった。

（2） 1949年中等学校教科・時間数の改正—自由研究から特別教育活動へ

文部省は昭和24年5月28日、通達「『新制中等学校の教科と時間数』の改正について」⁴⁾を出し暫定的に1947年の指導要領を改正した。この通達では、中学校の「教育課程」には「自由研究」は設けられず、新たに「教育課程」の部分として「特別教育活動」が設けられた。「クラブ活動」は、この言葉自体は使われていないが、後者の中に位置づけられることとなったと見られる。

この通達が示す「中等学校教育課程時間数配当表」は、大きくは「必修教科」「選択教科」「特別教育活動」で構成されており、「選択教科」は「外国語」「職業家庭」「その他の教科」で構成されている。「自由研究」については時間配当表を含め通達のどこにも記述がない。

新たに設けられた「特別教育活動」については、時間配当表で各学年年間70—175時間が配当され、本文で次のように説明されている。

「六、特別教育活動について

- 1、特別教育活動は、運動、趣味、娯楽、ホーム・ルーム活動、その他生徒会などの諸活動、社会的公民的訓練活動などを含むものである。
- 2、特別教育活動は、教師の適切な指導のもとに生徒が個人的又は共同的に行うものとする。
- 3、教師及び学校長は特別教育活動における指導を、教師にもとづく諸経験とともに生徒に重要な諸経験を与える機会として特に重視すること。

（3） 1951学習指導要領一般編—特別教育活動としてのクラブ活動の明示

昭和26年年7月に改訂された『学習指導要領一般編（試案）』でも、小、中学校とも「自由研究」は設けず、中学校では「特別教育活動」を置き、これについて次のように説明している。

「教育の一般目標の実現は、教科の学習だけでは足りないのであってそれ以外に重要な活動がいくつかもある。……一般教育目標の到達に寄与するこれらの活動をさして特別教育活動と呼ぶのである。……これは……正規の学校活動なのである。」

「教科の学習においても『なすことによって学ぶ』という原則は、極めて重要であるが、……特に特別教育活動はこの原則を強く貫くものである。特別教育活動は、生徒たちの自身の手で計画され、組織され、実行され、かつ評価されねばならない。もちろん教師の指導も大いに必要であるが、それはいつも最小限にとどめるべきである。このような種類の活動によって、生徒はみずから民主的生活の方法を学ぶことができ、公民としての資質を高めることができるのである。」「特別教育活動の領域は、広範囲

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

にわたっているが、ホーム・ルーム、生徒会、クラブ活動、生徒集会はその主要なものといえることができる。」

「全生徒が参加して、自発的に活動するものの一つにクラブ活動がある。……中学校の生徒になれば運動能力も発達し、級友間に強い友情も感ずるようになり、また団体生活に関心をもち、喜びを感ずるようになる。従って、この時代の生徒は、クラブをつくっていろいろな活動に従事することに適している。クラブ活動は当然生徒の団体意識を高め、やがてはそれが社会意識となり、よい公民としての資質を養うことになる。また、秩序を維持し、責任を遂行し、自己の権利を主張し、いっそう進歩的な社会をつくる能力を養うこともできる。」⁵⁾

授業時数については1951年に改正された時間配当表が示され、特別教育活動として各学年70-175時間が示されているがクラブ活動だけを取り出して示されていない。

(4) 1958年中学校学習指導要領——クラブ活動への全生徒参加が望ましい

昭和33年10月に「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」が告示され昭和35年10月に「高等学校学習指導要領」が告示されたが、これらは従前の指導要領とは異なって文部省によって「法的拘束力」を有するものとされた。

又、この改訂とともに行われた学校教育法施行規則の改正で、「特別教育活動」は「教科」「学校行事等」及び新設された「道徳」とともに中学校の教育課程を構成する四つの「領域」の一つとして位置づけられた。

中学校については指導要領で特別教育活動の内容は「生徒会活動、クラブ活動、学級活動など」とされ、その中でクラブ活動については、次のように示された。

「クラブは、学年や学級の所属を離れて同好の生徒をもって組織し、共通の興味・関心を追求して、それぞれ文化的、体育的、または生産的などの活動を行う」。(特別教育活動の「内容」)

「学校の事情に応じて適当な時間を設けて、計画的に実施するように配慮する」。

「単に教科の補習を旨とするものにならないよう注意する」。

「クラブ活動に全生徒が参加できるようにすることは望ましいことではあるが、生徒の自発的な参加によってそのような結果が生まれるように指導することがたいせつである」(以上、「指導計画作成及び指導上の留意事項」。⁶⁾)

「生徒会活動、クラブ活動などや学校行事等については、それらに充てる授業時数は定められていないが、年間、学期、月または週ごとに適当な授業時数を配当することが望ましい」(指導要領総則第1-2-4)。

(5) 1969年中学校学習指導要領——クラブ活動の全員必修化

昭和44年4月の「中学校学習指導要領」改訂におけるクラブ活動に関する著しい特徴は、クラブ活動の全生徒必修化であった。⁷⁾

この指導要領は、教育課程の従前の「特別教育活動」と「学校行事」を統合して「特別活動」とし、中学校の教育課程は「必修教科」「選択教科」「道徳」及び「特別活動」の4領域によって構成されること、特別活動は、A.生徒活動(1.生徒会活動、2.クラブ活動、3.学級会活動) B.学級指導 c.学校行事 で構成されることとなった。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

この指導要領では、クラブ活動のあり方や授業時数について次のように示された。

- 「(1) クラブは、学年や学級の所属を離れて共通の興味や関心をもつ生徒をもって組織することをたてまえとし、全生徒が文化的、体育的または生産的活動を行うこと。
 (2) クラブの種別や数は、生徒の希望、男女の構成、学校の伝統、施設設備の実態、指導に当たる教師の有無などを考慮して、適切に定めること。
 (3) クラブ活動は、各教科の単なる補習、一部生徒を対象とする選手養成などのための活動となつてはならないこと。
 (4) クラブ活動においては、各生徒がそれぞれ個性を発揮し、協力し合う活動となるようにすること。」
 （以上、特別活動の「内容 A 生徒活動 4」）

「クラブ活動、学級会活動及び学級指導(学校給食指導を除く。)のそれぞれに充てる授業時数は、学校や学校の実態を考慮して、適当に定めること。

なお、この際、クラブ活動に充てる授業時数については、……毎週、適切な時間を確保するものとする。」
 （以上、「指導計画の作成と内容全体にわたる取り扱い」）

「特別活動(学級指導、クラブ活動及び学級会活動に限る。)の授業は、年間35週以上にわたって行うように計画」すること。「総則」における「授業時数についての配慮事項」。なお、特別活動の時数は50時間

さらに、文部省『中学校指導書 特別活動編』（1970年・76-77頁）では、次のように述べられた。

「いわゆる放課後に行なわれてきたクラブ活動は、学習指導要領に示された教育課程の基準としての内容のクラブ活動には含まれないことになる。又、参加意欲のない生徒も必ずいずれかのクラブに所属し、活動することが要求される」。

（6） 1977年(昭和52)中学校学習指導要領—部活動への配慮に言及

76年12月の教育課程審議会の答申は「人間性豊かな児童生徒を育てる」「ゆとりあるしかも充実した学校生活」「基礎的・基本的な内容の重視とともに個性や能力に応じた教育」を謳った。これに基づいて、中学校は77年告示81年全面実施、小学校77年告示80年全面実施、高等学校78年告示82年全面実施の学習指導要領の改訂が行われた。

この改訂において中学校の特別活動の構成内容領域には大きな変化はなかった。

特別活動の授業時数は、学級会活動と学級指導で35単位時間、クラブ活動で35単位時間、計70単位時間が「標準時数」として示され、20単位時間が増加された。

この改訂によって、次に示すように、いわゆる「部活動」及びそれに準じるものが間接的な表現ながら初めて中学校学習指導要領でとりあげられた。

「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いものについても、適切に実施できるように配慮する必要がある。」(特別活動の「指導計画の作成と内容の取り扱い」の3)

この点に関しては、76年教課審答申が小、中、高等学校に共通の改善事項のうちで、「いわゆる部活動についてもその充実に努めるように配慮する」としたことを受けており、78年高等学校学習指導要領では、次のように「文化部や運動部の活動」という表現がされた。

「学校において文化部や運動部の活動などを実施する場合には、特別活動との関連を考慮して適切に指導すること。」(第3章第3の3の(5))

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

(三) クラブ活動と部活動の区別と関連

「クラブ活動」と「部活動」の併存は、学習指導要領上は、1977年の中学校学習指導要領改訂で間接的ではあるが文言上も表現されることとなったが、この両者の区別と関連について、実際はどのようなようであったかを考えておきたい。

(1) クラブ必修制への移行期における実態

文部省が1970年現在で行った「特別教育活動等に関する調査」によれば、中学、高校ともほぼ100%の学校がクラブ活動を実施しているが、実施校のうちでの生徒の参加形態は次のようであった。⁸⁾

| | | |
|----------------------------------------------------------|----------------|-----|
| 中 学 校 | 「全員参加」 | 69% |
| | 「全員参加」への移行段階* | 6% |
| | 授業時間外に有志が参加 | 25% |
| * 1年生のみまたは1・2年生のみ全員参加というような形で全校生徒の「全員参加」への移行段階にあるとみられるもの | | |
| 高 校 | 「全員参加」 | 30% |
| | 授業時間内に一部の生徒が参加 | 6% |
| | 授業時間外に有志が参加 | 64% |

(2) 69年改訂に際する文部省特別教育活動担当教科調査官の状況認識

「クラブ活動の必修化」を明示した1969年の中学校学習指導要領改訂に際して、特別教育活動担当教科調査官であった飯田芳郎氏は、1958年指導要領当時の「クラブ活動」の実施状況について、1973年11月、次のように述べている。

- ① クラブ活動のための時間を特に設けた学校はまれで、多くの学校では、放課後に希望する生徒が居残って実施するのに任せているだけであった。
- ② 全員参加になっている学校はめったにみられず、そうなるようにする努力さえ十分に行った学校は少なかったと思える。
- ③ 学習指導要領の取り扱いと異なって多くの学校ではクラブ活動は生徒会活動の下部組織として位置づけられていた。
- ④ ほとんどの学校では、『〇〇クラブ』という名称ではなく『〇〇部』という呼称が使われてきた。
- ⑤ したがって、「いわゆる部活動は学習指導要領でいう(ところの)クラブ活動であったかどうかさえ、疑問の点が多い」。⁹⁾

(3) 「クラブ活動」「部活動」等の概念

ここで、「クラブ活動」と「部活動」に関わる概念を整理しておく。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

(1) 必修クラブ活動と「課外部活動」

1978年高等学校学習指導要領以降、現在の指導要領においても、「クラブ活動」と「部活動」の語がそれぞれの意味を区別して用いられている。その場合、「クラブ活動」は学校において学習指導要領の基準に沿って設けられる教育課程内の活動であり、「部活動」は学校の教育活動ではあるが教育課程外の活動であるとされている。

しかし、「クラブ活動の必修化」以前は、指導要領で定めるクラブ活動の概念はさほどに明確ではなかった。58年指導要領では「クラブ活動」が定められていたとはいっても、本稿(二)の(5)に前示のように、内容的には「文化的、体育的または生産的活動を行うこと」ということにほとんど尽きており、それに充てる授業時数についても「年間、学期、月または週ごとに適当な授業時数を配当することが望ましい。」という程度のものであって、基準はあっても無いに近いものであった。又、その基準の性格も、1947年学習指導要領は文部省令により「教科課程」の「基準」とされてはいたが(1947年学校教育法施行規則第25条)、画一的な強制力のあるものとは想定されておらず、指導要領自体において「教科課程は、それぞれの学校で…これを定めるべきものである」「この書は……現場の研究の手びきとなることを志した」と示されており学校に対する拘束性の弱いものであり、この性格は1951年指導要領でも継承されていた。

前示のように文部省教科調査官飯田氏は1969年必修クラブ制以前の状態について「いわゆる部活動は学習指導要領でいうクラブ活動であったかどうかさえ、疑問の点が多い」と述べているが、そもそも必修化以前においては、学校において、又おそらく文部省や教育委員会の行政においてさえも、指導要領のいうクラブ活動は「〇〇部」による課外活動と区別されるものとしては認識されてはいなかった。

クラブ活動必修化以前は、一般に、「〇〇部」一般を「クラブ」と言い、「〇〇部」による活動をクラブ活動と言っていたのである。このことは、当時を知る人の等しく認めている事実である。本稿前記の(1)、(2)や当時の様子を記述している書物¹⁰⁾もそれを傍証している。前記の1970年の文部省『中学校指導書 特別活動編』においても「いわゆる放課後に行なわれてきたクラブ活動」(下線は引用者)という表現がされている。「部活動」という言い方そのものが、クラブ活動必修化の後に、必修とされたクラブ活動と区別するためにそれ以外のクラブ活動を表現する仕方として広がったものと思われる。

もちろん、クラブ活動の大半は主としていわゆる「放課後」に行なわれていたとしても、クラブ活動全員参加制をとった学校で週時間割表の中に定期的にクラブ活動を組み込んだ例もあったので、その意味では「課外クラブ活動」と「教育課程内クラブ活動」の区別もあり得た。ただ、「クラブ活動」の領域では、「教育課程内」と「課外」との区別は、少なくとも一般にはさほどに重要な問題にはなっていなかったのである。

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

(2) クラブとはなにか

そもそも、必修クラブ活動だけを「クラブ活動」と呼んで、いわゆる部活動を「クラブ活動」の概念の外に追いやることには無理がある。今日、学習指導要領で「部活動」と呼んでいる活動も本来的な意味ではクラブ活動に含まれるのである¹¹⁾。ここで「クラブ」の意味を確認してこの点を明らかにしておく。

「クラブ」の語は、戦前から世界的にも広く使われてきた。『広辞苑』（新村出編・岩波書店）では「政治・社交・文芸・娯楽その他共通の目的によって結合した人々の団体。また、その集合所」と説明されている¹²⁾。『研究社 新英和大辞典』（第5版小稲義男編集代表・1980年）の挙げてある英単語の“club”のいくつかの意味もほぼこれに集約される。さらに、17、18世紀のイギリスでも概ねこのような意味でこの語は使われてきたという¹³⁾。

スポーツ研究では、中村敏雄氏の先行研究に従い、出原泰明氏はクラブの要因として、「①社交、②経済的自立（中村氏では「経済的自弁」＝引用者）、③自治」の3つを指摘している。¹⁴⁾

学校の子どものことであるから経済的自立ないし自弁については保留するとして、必修クラブ活動も、以上のような本来のクラブにおける活動に通じるものであるから「クラブ」という語が用いられたのであり、飯田氏が言う「部活動」が学校において教育課程内クラブ活動と区別されず同じ「クラブ活動」の語で理解されたのもいわゆる部活動の組織が上記のクラブに通じるものであったからと考えられる。

(3) 教育課程の概念

1958年指導要領改訂の際、教育課程の国家基準の強制力を背景として文部省が1969年の指導要領改訂で必修クラブ活動を設けたことが、学校クラブ活動の領域でも「教育課程内」と「課外」との区別の必要性を顕在化させ、文部省は前者を「クラブ活動」、後者を「部活動」と区別して呼ぶようになり、現在ではこれらの呼称が一定の通用力を有するようになっている。

このように考えると、教育課程内活動と課外学校教育活動とを区別する要因は何かが問題となり、さらには、そもそもこのような区別が成り立つのかが問題となり、ひいては、教育課程の概念が問題になる。

「教育課程」については次の所説の例がある。

- ① 「教育課程 教育の目的・目標に即して、どのような範囲(スコープ)の教育内容・学習活動を選択し、どのような順序(シーケンス)で配列・構成するかを示す各学校の総合的な教育計画をさす。カリキュラム(curriculum)の訳語として戦後広く用いられるようになった。」(国祐道広。菱村幸彦ほか編『教育法規大辞典』1994年・エムティ出版)
- ② 「教育課程とは、一般には、子ども・青年に望ましい成長発達を保障するために、学校で行なう教育的な働きかけの計画である。具体的には、各学校で、教育目標を実現するためにどんな内容を、何を使って、どんな方法で教えるかを、授業日を中心に計画する教育活動の総体である。」(和田彰男「教育課程編成権」・日本教育法学会編集『教育法学辞典』1993年学陽書房)
- ③ 「今日、教育課程(カリキュラム)の概念で捉えられる領域は、以前と比べて大きく広がっている。学

校によって子どもに提供される学習の機会の総体が、教育課程と考えられるようになってきた。学校の時間割に示されるような公式的カリキュラムだけでなく、また教科外の活動として特別に計画され実施されるいわゆる教科外課程 extra-curricular activities のほかに、全体としての学校生活のなかで知らず知らずのうちに子どもの精神形成に影響を与える学校の伝統とか校風、つまりその学校の教師集団に支配的にみられる価値観、態度、行動様式など、学校文化の中の非制度的側面までも含むようになってきている。」(柴田義松「教育課程の概念」・岡津守彦監修『教育課程事典 総則編』1983年小学館。引用中の()内は原文。)

- ④ 「【教育課程】 教育課程の意義については、学問的立場の違い等により諸説があるが、現行の法制に即して定義すれば、『学校教育の目的、目標を達成するため、教育内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織配列した学校の教育計画である』ということができよう。」(文部省地方課法令研究会(代表野崎弘)編著『教育法令用語の基礎知識』1983年・第一法規)

①、②によるだけでは前記の「教育課程外学校教育活動」と教育課程内活動との区別の契機は鮮明でない。部活動にしてもある意味では一定の計画性等はあるからである。③のような広義の概念によれば部活動は当然教育課程内活動ということになる。

①～③と対比すると、④における「授業時数との関連における組織配列」の指摘が教育課程内・課外を区別する要因として浮かび上がってくる。すなわち、「必修クラブ活動」と「課外部活動」とを区別する要因として授業時間ないし活動時間についての計画性の要因が重要なのである。事実、クラブ活動必修化に際して文部省が最も重視したことは、「クラブ活動に充てる授業時数については、……毎週、適切な時間を確保する」こと、「特別活動の授業は、年間35週以上にわたって行うように計画」することなどと定めて学校の週時間割の中にクラブ活動の時間を確保することであった。

なお、クラブ活動必修制成立の要因として現実には教員の超過勤務とその手当の問題が大きかった。これについては本稿(五)に後述する。

(4) 必修クラブ活動と課外部活動との異同

「クラブ活動」(指導要領必修クラブ活動)と「部活動」(課外クラブ活動)のそれぞれのねらい・特性の異同について、必修クラブ制後の74年5月発行の文部省著作『中学校特別活動指導資料集 第2集 生徒活動に関する実践上に諸問題』が示すところは次のようである。¹⁵⁾

- ① 「共通の興味や関心、自発的・自治的な活動、連帯感や協調性、好ましい人間関係の育成など」、「基本的なねらいは両者変わらない」。
- ② 「専門的な知識の向上や技能の修得を直接のねらいとすることは、クラブ活動によっては困難であるばかりか、好ましくない場合もある。クラブ活動は、参加者による楽しさの追求の中から、趣味や特技を育てるといような面への期待が大きい」。
- ③ 「クラブ活動における楽しさは、……協調性や連帯感のある集団の自発的・自治的な活動を通して実感として経験する充実感や満足感ないしは安心感である。」
- ④ 「部活動においては、汗にまみれた粉骨の努力の中で、またより深い人間的なつながりを基盤に助け合い、励まし合い、支え合う中で、一人一人が自己の厳しさと取り組み、それを克服していく過程にこそ高い教育的価値があると考えられる。」

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

(四) 運動部活動と対外競技の基準

今日の日本の特に中等学校の「部活動」すなわち「課外クラブ活動」は、学習指導要領が設定した「クラブ活動」から専ら発したものと言うことはできない。

今日の日本の課外運動部活動は、近代日本のスポーツ発生、及び、戦前、高等教育・中等教育諸学校でかなり広範に行われていた学生生徒の課外活動に深く根ざしている。次には、この概要を述べておきたい。

(1) 運動部の由来と校友会

神奈川県運動部活動研究協議会は、学校運動部活動の歴史の概略を次のように述べている。

我が国におけるスポーツは、明治初期の高等教育機関において外国人教師らが学生たちに欧米の各種スポーツを紹介することにより成立し発展してきた。1880年代には、外来スポーツ愛好学生たちが、課外活動組織としてスポーツクラブをつくった。さらに、それらを統一する「校友会」が結成され、学校間の対抗試合が見られるようになった。諸「学校令」(1886年)公布以後から大学でスポーツを行っている教師たちが中学生に広め、中等教育機関でも「校友会」が組織され、スポーツ発展の基盤となった¹⁶⁾。

欧米スポーツでは野球が最も早く、明治初年にはテニス、サッカー等も伝えられ、1873年には海軍兵学寮でイギリス人教師の指導の下、日本初の運動会(競闘遊戯会)が行なわれた。¹⁷⁾

1886年の諸学校令において体育は学校のカリキュラムに位置づけられたが、その内容は、小学校、中学校、高等中学校、師範学校のいずれにおいても専ら普通体操と兵式体操であった。しかし、例えば、1887年に愛知県で県内小、尋常中、商業学校生徒3378名を集めて第3師団運動場で運動会が開催され、「遊戯、柔軟体操、生兵運動」、「高飛旗取競走綱引」「玉取運動」等が行なわれている¹⁸⁾。既に学校で体操以外に様々な課外運動がかなり広く行なわれていたと推測される。

校友会については次のように言われている。

校友会 第二次大戦以前の中等学校以上の学校で在校生(あるいは卒業生や教師も含めて)によって組織されていた、文化的諸活動やスポーツなどを行う課外の活動団体。もっとも古いものとしては札幌農学校の「開識社」(1877年設立)、東京師範学校の「寄合会」(1880年設立)などがあげられる。…中等学校の場合…明治のころから30年代にかけて組織されてきた例が見られる。これらの校友会は、いずれも学生の修養と親睦のためにつくられた自主的な団体であったが……戦後の自治会、生徒会などの自治的な活動につながっている。¹⁹⁾

校友会は、第二次大戦中、「学校報国隊」として「学校報国団」傘下に編制されたが²⁰⁾、敗戦の年の9月、「新発足」した。その際の方針における部活動等に関連する部分を次に示す²¹⁾。

校友会新発足に関する件(抄)

(発専130号 昭20.9.26、地方長官宛文部次官)

二 事業並びに其の運営方針

事業は……学生生徒の自発的活動を活かして創意工夫の力を啓培し道義並びに情操の涵養に努めて

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

自活の訓練に資する如く運営するものとす事業として考慮せられるものを例示すれば概ね左の如し

- (一) 学術文化の研究
- (二) 芸術宗教の研究
- (三) 体育振興のための運動競技の実施
- (四) 共同生活、社交礼儀等の訓練
- (五) 会誌の発行其の他思想発表の演練
- (六) 厚生福利施設の運営
- (七) 食糧増産等の勤労作業の実施
- (八) 学校農園等の経営

三 組織

- (一) 会の名称は適宜之を定む
 - (二) 会は教職員、学生生徒全員を以て組織す
 - (三) 会の経費は会費を以て之に宛て会費は教職員、学生生徒より一定額を拠出するものとす
- 備考 新校友会は各学校の自主的活動を主眼とし本省及都道府県に設置しある学校報国団本部は爾後専ら校友会の育成助長を図るものとする

(2) 戦後直後の体育における課外運動

1947年に文部省が定めた「学校体育指導要綱」(7月15日発表)²²⁾は「四 指導方針」の「(一) 計画と指導」で次のように述べている(抜き書き)。

- 2. 正課では課外体育ならびに他教科との連絡を密にする。
 - 16. 課外運動はその重要性に鑑み全生徒に自治的に行わせる。
 - 17. 教職員はつとめて課外運動に参加し管理と指導に当たる。
 - 27. 体育の企画運営の全校的組織を設けて指導の徹底をはかる。特に高等教育諸学校では権威ある企画運営の中心的指導機関を設ける。
- 上記機関は校友会体育部と密接な人的連関を保ち終始共同の目標の下に運営する。
- 32. 体育の重要行事として不断に校内競技会を催し、健全な競技を普及し学友間の親和とスポーツマンシップの向上を諮る。
 - 33. 小学校では原則として対外試合を行わない。
 - 34. 校外の競技会に参加する場合は学業に支障のないようにする
 - 38. 応援は学徒としての品位を保ち応援の範囲を超えて相手に妨害を与えないようにする。

体育には「課外運動」が必須のものと認識されその指導も重視されていたことがわかる。

しかし、その後の学習指導要領における教科としての「体育」で、それに関連して課外活動について特に深められることはなかった²³⁾。

(3) 学生・生徒の対外試合に対する指導の指針

以後、課外部活動に対する文部省の指導指針は、主として対外競技のあり方に対する規制が主となり、課外運動部活動のあり方そのものに対する文部省の基本的な指導指針が出されるのは、後述する1957年の初中局長通達によることとなる。

(1) 「学生野球の施行について」(1947年)

運動競技の過熱化・勝利至上主義的傾向は、明治期に欧米スポーツが導入された時からあっ

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

た。この傾向は特に野球で顕著であり²⁴⁾、既に1932年には文部省訓令「野球ノ統制並施行ニ関スル件」が発せられ競技の過熱に対する規制が行なわれていた²⁵⁾。戦後この統制の解除と同時に野球の過熱化による教育上の弊害の波及を懸念して、1947年4月30日、文部省体育局長より地方長官、大学高等専門学校長宛通知²⁶⁾が発せられ、次のように述べられた。

「学生野球の施行について」(発体68号)(抄)

- ① 「中等学校旧制度以上の学徒の対外的競技会その他これに準ずる対外的行事の施行については主として新たに組織された日本学生野球協会の自主的統制管理に一任する。」
- ② 「中学校(新制度)の対外試合は宿泊を要しない程度の地方的なものの範囲に止めることが望ましい。」
- ③ 「小学校については学習指導要領(体育篇)*の指導方針に則り、原則として対外試合は、これを行わないことにする。」(*前記1947年「学校体育指導要綱」のこと…引用者)

(2) 「学徒の対外試合について」(1948年)等

さらに1948年3月には、運動競技一般に対する方針が文部省体育局長通達「学徒の対外試合について」²⁷⁾によって示された。これは後述する1961年の通達によって対外競技が大幅に規制緩和されるようになる時期迄の学生生徒の対外競技についての指針の基調を成したものである。次にこの通達の全文を示す。

学徒の対外試合について

(発体75号、昭和23年3月20日、都道府県知事宛、体育局長)

学徒の対外試合は学校体育の一環として重要な位置を占めるものであり、それが真に教育的に企画運営されるならば学徒の身体的発達及び社会的性格育成のよい機会としてその教育的効果は極めて大きい。しかしながらその運用如何によっては、ややもすれば勝敗にとらわれ、心身の正常な発達を阻害し、限られた施設や用具が特定の選手に独占され、非教育的な動機によって教育の自主性がそなわれ、練習や試合のために不当に多額の経費が充てられたりする等教育上好ましくない結果を招来するおそれがある。

学校体育が真に民主的教育の目的に合致するために従来への対外試合に対しても鋭い反省を加え一切の惰性或不合理を排除すると共に学徒の心身の発達段階に應ずる科学的基礎に準拠し、しかも我が国の現実の社会的、経済的客観情勢をも十分考慮した合理的立場において企画運営されなければならない。

以上のような見地から特に必要と考えられる要点を参考までに掲げて指導者の理解と適正な運営を期待する。

- 一 小学校では校内競技会にとどめる。
- 二 中学校では宿泊を要しない程度の小範囲のものにとどめる。但しこの年齢層では対外競技よりもはるかに重要なものとして校内競技に重点をおく。
- 三 新制高等学校では地方大会に重点をおき、全国的大会は年1回程度にとどめる。
- 四 学徒の参加する競技会は教育関係団体がこれを主催し、その責任において適正な運営を期する。
なお、対校競技は関係学校においてこれを主催する。
- 五 上級学校及び学生競技団体は下級学校の競技会を主催しない。
- 六 対外試合参加はその競技会の性格について検討し学校長及び教師の責任においてこれをきめる。
- 七 対外試合に出場する選手は固定することなく、本人の意志、健康、年齢、操行、学業その他を考慮してきめる。
- 八 対外試合は放課後又は学業のない日に行うことを原則とする。
- 九 女子の対外試合については女子の健康を考慮して適正な運営をはかる。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

その後、1954年4月20日、文部次官通達「学徒の対外競技について」²⁸⁾によって、中学校は府県大会を原則とし、個人として審議機関の審査を経て全日本大会へ参加し得ること、高校の全国大会は年1回程度にすること、また、1957年5月15日、同じく文部次官通達「学徒の対外運動競技について」²⁹⁾によって、中学校生徒については原則として宿泊を要しないようにすること、高校生の国際大会への参加は文部省に協議すること等、対外運動協議の基準が示された。概ね1948年の基準に沿いながら状況に対応したものであったと言えよう。

(3) 「学徒の対外運動競技の基準」(1961年)等(1961年東京オリンピック対応以降の諸通達)

1961年6月10日、文部省は、「その後の実施の経緯とオリンピック東京開催等の事情を考慮し、保健体育審議会に諮って検討の結果、……いっそう実情に応じた運営を諮るため」として、上記1957年の「学徒の対外運動競技の基準」を改正した。その要点は、次のとおりである³⁰⁾

- 1 中学校の県内及び隣接県にまたがる小範囲の競技会については、当該県の教育委員会に責任をもたせることとし、宿泊制限については実情に沿うよう緩和する。この場合、経費の面での負担が増大しないよう配慮するものとしたこと。
- 2 中学校生徒の国際的競技会及び全日本選手権大会等への参加資格については、現行の「個人競技において世界的水準に達している者またはその見込みのある者」を「特にすぐれた者」とし、緩和することとしたこと。
- 3 中学校の水泳競技については、その特殊性にかんがみ、一定の水準に達した者を選抜して行われる全国大会の開催を認めるものとしたこと。
- 4 高等学校生徒の競技会への参加回数の制限は実情にそわないので削除したこと。
- 5 中学校及び高等学校の生徒の国際的競技会及び全日本選手権大会等への参加手続きを簡素化し、文部省に競技を要するものは国際的競技会への参加の場合に限ることとし、それ以外は都道府県の教育委員会の承認によることとした。
- 6 主催者については、学徒を対象とする競技会のみについて規定することとし、この場合、学校、教育委員会もしくは学校体育団体の主催またはこれらと関係競技団体との共同主催としたこと。
- 7 高等学校生徒が参加する競技会について教育関係以外の団体が主催者となることに関しては、高等学校体育連盟において自主的に決定し得るので、これに関する規定を削除したこと。
- 8 その他事項を整理し表現を改めたこと。

その後、上記の基準は、1969年6月24日の通達³¹⁾による改正を経、さらに改正されて次に述べる現行基準となっている。

(4) 1979年「児童・生徒の運動競技の基準」以降

現行の「児童・生徒の運動競技の基準」は、昭和54年4月5日付通達・文体体第81号「児童・生徒の運動競技について」³²⁾に拠っている。その内容は次のとおりである。(可能な限り原文の語に拠って北川が縮約)

児童・生徒の運動競技の基準

一 学校教育活動としての対外運動競技について

(一) 競技の開催についての留意事項

- ア 国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。
- イ 競技の規模・日程などが児童・生徒の発達からみて無理がないこと。

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

- ウ 参加者については、本人の意志、健康及び学業などを配慮し、保護者の理解をも得るようにすること。
 - (二) 対外競技の行われる地域の範囲及び参加回数等
 - ア 小学校 校内における運動競技を原則とする。
ただし同一市町村又は隣接市町村程度の地域内における対外運動競技は、学校運営及び児童の発達に無理のない範囲で実施して差し支えない。
 - イ 中学校 都道府県内を原則とする。
なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技についてそれぞれ年1回とする。全国大会は、陸上、水泳のように個人の成績で選抜できる種目等を除き、地方ブロック大会において選抜されたものが参加して行うものとする。
 - ウ 高等学校 都道府県内を原則とする。
なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技についてそれぞれ年2回とする。
 - (三) 体力的にすぐれ、競技水準の高い生徒については、国、地方公共団体、日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で競技水準の高い大会に学校教育の一環として参加させることができる。
- 二 学校体育活動以外の運動競技について
- (一) 競技団体等の関係者は、次の事項に留意して適正な実施に努めること。又、児童・生徒の参加に当たっては保護者が責任をもつものであるが、学校としても次の事項に留意するよう保護者に指導すること。
 - ア 競技会の規模、日程などが児童・生徒に無理がなく学業にも支障がないこと。
 - イ 主催者が児童・生徒の保護について適切な配慮を行っていること。
 - ウ 参加経費の負担が過重にならないこと。
 - エ 競技会が営利などの目的に利用されないこと
 - オ 表彰は児童・生徒にふさわしい方法で行い、金銭や高価な商品などを授与しないこと。
 - (二) 学校は、生徒等が国外で行われる国際的競技会等に参加する状況を絶えず把握しておくものとする。

この基準は、特に中学校について、上記一(二)のイにおいて、競技地域の範囲は「都道府県内を原則とする」としながらも、「なお」以下によって中学生選手を対象とする全国大会に公然と大きく道を開いたのが特徴である。

又、上記一(三)を受けて、1988年の国体から一部の種目に限って中学3年生の参加が認められ、さらに1994年第49回国体に際しては、同年1月17日の文部省通達「中学生の国民体育大会への参加について」³³⁾によって、競泳、陸上、体操、フィギュアスケートの4種目について中学3年生の参加が認められるようになった。

このような政策変更の下で、1995年には、中学生が参加する予定の全国中学校体育大会等は、日本中学校体育連盟と各競技団体等が共催するもの18種目19大会(陸上が駅伝とその他とで2回)、各競技団体が主催するその他の全国大会7種目7回と拡大している³⁴⁾。

(4) 運動部(クラブ)に対する指導の指針

(1) 「中学校、高等学校における運動部の指導について」(1957年通達)

戦後、課外運動部(クラブ)活動そのものに関してある程度まとめられた文部省の指導の指針が出されたのは、おそらく1957年の文部省初中局長通達³⁵⁾が初めてであると思われる。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

その要点を次に示す。(できるだけ原文の語によって北川が縮約)

中学校、高等学校における運動部の指導について

(文部省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会等宛。昭和32年5月16日・文初中第275号)

運動部の指導は、学校教育の一部として、生徒の正常な身体的発達を図るとともに責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度、習慣の育成を目ざして行われるべきものであるが、最近運動部に属する生徒の暴力的な行為や不良行為が一部に起っていることは遺憾である。

これについては、学校における生徒指導や特別教育活動一般の問題として検討し、指導の強化を図る必要がある。

記

- 一 校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部長や種目別の各部の担当教員などを監督して、運動部の活動の指導の万全を計ること。
- 二 校長の特に留意すべき点
 - (一) 運動部の技術的なコーチを教職員以外に求める場合には教育に対して理解と識見をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。
 - (二) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けても部の正常な運営がゆがめられたり対外運動競技への参加が強制されたりすることのないよう配慮すること。
 - (三) 運動部の先輩や後援会などが対外運動競技の場合に行きすぎた激励や応援を行わないように配慮すること。
 - (四) 生徒を対外運動競技に参加させる場合は、「学徒対外運動競技の基準」(昭和32年5月15日文初中第249号文部次官通達)によること。
 - (五) 運動選手に対し、試験を免除したり採点を加減するなど一般生徒と差別ある取扱をしないこと。
- 三 運動部長の特に留意すべき点
 - (一) 各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。
 - (二) 施設用具などが選手のみ独占されることのないように指導すること。
- 四 種目別の各部の担当教員の特に留意すべき点
 - (一) たえず部の活動全体を掌握して指揮監督に当ること。
 - (二) 生徒の入部・退部の場合は、各部担当教員は、本人の意志、健康などを考慮し、ホームルーム教師や父兄とも連絡して、適切な措置と指導をすること。
 - (三) 対外競技における勝利のみを目標とし、あるいは部の団結を重視するのあまり、上級生が同僚や下級生に能力を超えた練習を強いたり、暴力的な行動にまで及ぶことのないよう指導すること。
 - (四) 運動部の練習については、生徒の健康や学業をじゅうぶん考慮し、できるだけ短時間に練習効果のあがるように指導すること。
- 五 合宿練習の指導において特に留意すべき点(略)

(2) 「中学校、高等学校における運動クラブの指導について」(1968年通達)

その11年後、文部省から上記通達を踏まえて再び類似の題目の通達が今度は体育局長名で出された³⁶⁾。その要点を示すと次のとおりである。(できるだけ原文の語を用いて北川が縮約。)

中学校、高等学校における運動クラブの指導について

(昭和43年11月8日文体体第223号文部省体育局長通達)

中学校、高等学校における運動クラブは、各種の運動の練習を通じて生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な発達を促し、進んで規律を守り互いに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むに必要な態度を養うよい機会であるが、指導が行き届かない場合においては、規律が乱れたり、勝敗にとら

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

われすぎた練習や暴力的行為が行われたりするなどの誤った行動を招くおそれがあり、最近そのような望ましくない行動が一部にみられた。

昭和57年初中局長通達を踏まえさらに下記事項に留意し管下の教育委員会および学校に対し周知徹底方をお願いする。

記

- 1 校長、運動部長・運動クラブ責任者、各クラブ担当教員などによる指導組織を確立し、関係教員全体が連絡を密にし、協力して指導の徹底を図るようにすること。
- 2 クラブ担当教員は直接指導に当たるように努め、関係教員相互の協力体制を整えて、部員から報告を求めたり、随時巡回したりするなどその活動状況を互いに連絡しあい、運動クラブの活動の実態を掌握すること。
- 3 部員の健康管理、望ましい人間関係の育成に留意し、運動クラブに明朗快活な気風を育てるようにすること。この場合、学級(ホームルーム)担任教員や父兄とも連絡を保つようにすること。
- 4 運動クラブの活動は、できるだけ時間を有効に使い、生徒の生活全体との調和に配慮すること。

上記の両通達について付言すれば、まず、同じ課外活動組織をさして57年では「運動部」、68年では「運動クラブ」、の語が用いられており、これによっても必修化以前には「部」も「クラブ」も同じ意味で言われていたことが明かである。

又、部活動において現実に生じた問題点として、両通達を通じて①生徒の暴力的な行為や不良行為が挙げられており、68年通達においては②規律の乱れ③勝敗にとられすぎた練習などが挙げられている。さらに指導上の留意点とされている事項の中にも、④対外運動競技の過剰⑤長時間練習と健康・学業・生活との競合⑥上級生等による過剰練習の強制・暴力的行動⑦選手の特権的優遇⑧外部コーチ委嘱の際の難点⑨学校教育の一環としての組織体制・指導の難点、等々しばしば生じ易い諸問題の数々が含まれている。

なお、運動部活動の教育的な意義ないし価値として、両通達を通じて、①心身の健全な発達の促進②規律遵守、協力、責任遂行、寛容、明朗などの社会的態度・習慣の育成、が挙げられており、68年通達ではこれに、③生徒の自発的な活動の助長、が加えられている。

(五) 時間外クラブ活動と教員の勤務・手当

クラブ活動必修化の背景には、教員の超過勤務とその手当の問題があった。この点について次に述べる。

(1) 教員の時間外勤務問題の経過

日本教職員組合は1965年5月、第28回提起大会で超過勤務問題に関して「週60時間労働を打破し、法令上の週40-44時間労働制を実現する」という運動方針を提起した。当時、いくつかの都県教職員組合等が超勤手当支払請求訴訟を起こしていたが、同年12月21日静岡地方裁判所は静岡県高等学校教職員組合の提訴に対して「勤労者である教職員の場合、勤労時間も定められており、無定量の奉仕義務はない。校長は労基法上の使用者であり、県は超勤手

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

当支払の義務を免れることはできない」旨の判決を出した³⁷⁾。これに始まり、当時二百数十件争われていた一連の超勤訴訟は、結局、72年4月6日の上記静岡県高教組上告事件最高裁判決によって時間外勤務手当請求側の勝利が確定した³⁸⁾。

（2） 国立学校の場合の部活動指導等の扱い

このような経過と状況を受けて、1971年5月24日、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員等の給与等に関する特別措置法」（いわゆる「給特法」）が制定された³⁹⁾。この法律によると、国公立義務教育諸学校教員等（高等学校、盲、聾、養護学校、幼稚園も含む＝同法第2条第1項。）には時間外勤務を命じないとされていた従来のタテマエ（従って時間外勤務手当も支払われなかった。）が変更され、一定の限度で、時間外勤務が命じられるようになった。

すなわち、同法によってこれらの教員について大要次のように定められた。

- ① 4%の「教職調整額」を支給し、その代わりに超過勤務手当を支給しないことを原則とする（第3条、第8条）。
- ② 国立学校教員に超過勤務を命じる場合は、文部大臣が人事院と協議して定める場合に限る（第7条）。
公立学校教員の超過勤務を命じる場合は、国立の例を基準として条例で定める場合に限る（第11条）。

そして、この法律の実施についての同71年7月1日の文部省・日教組の合意を経て、「人事院規則9-30」（1960年6月9日制定）の改正が行われ「教員特殊業務手当」の規定（第24条の2）が新設されるとともに、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程」（1971年7月5日・文部訓令第28号）によって次のように定められた。

（時間外勤務を命ずる場合）

第4条 教育職員に対する時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 一 生徒の実習に関する業務
- 二 学校行事に関する業務
- 三 学生の教育実習の指導に関する業務
- 四 教職員会議に関する業務
- 五 非常災害等やむを得ない場合に必要業務

この訓令によれば、課外クラブ活動（部活動）は時間外勤務を命ずる場合に含まれないが、文部省・日教組の合意には、修学旅行等の超過勤務の時間測定可能なものには4%の教職調整額とは別の手当をだすということが同時に含まれており、それが一定の範囲で実現された。すなわち、平成6年10月25日現在、上記人事院規則9-30第24条の2では第1項で①非常災害時等の緊急業務②修学旅行、林間・臨海学校等の引率③対外競技等の引率等④部活動⑤入試事務を一定の基準で「教員特殊勤務手当」の対象とし、第2項でこれら業務に従事した日一日についての手当の額が定められている。このうち部活動及び対外試合の引率に関しては次のようである。

- 「学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で勤務を要しない日等又は土曜日若しくはこれに相当する

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

日に行うもの」 750円

- 「人事院等が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う業務で泊を伴うもの又は勤務を要しない日等に行うもの」 1500円

(3) 公立学校教員の場合——大阪府の例

公立学校教員の時間外勤務及びそのうちの課外部活動指導等に関する手当は、上記の国の場合に準じて各都道府県の条例、教育委員会規則、人事委員会規則等によって定められている。

大阪府下公立学校教員について、時間外勤務を命じ得る場合については、次のようである。

大阪府の職員及び大阪府下の市町村立学校職員給与負担法第1条・第2条に規定する職員については、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」(昭和40年大阪府条例第36号)第9条の2によって教育職員に対して時間外勤務を命ずることができる場合は、「特例」として「任命権者が人事委員会と協議して定める場合に限るものとする」と定められている。

これを受けて、府立学校教員については「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(昭和41年・大阪府教育委員会規則第1号)第4条の2(昭和46年教委規則第2号により追加)により、「教育職員に対する時間外勤務等の特例」は、①生徒の実習②学校行事及び③教職員会議に関する業務並びに④非常災害等やむを得ない場合に必要業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ないときとすると定められている。

市町村立学校の教員については、「府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(昭和41年・大阪府教委規則第2号)第2条により上記高校教員等に関する昭和41年府教委規則第1号第4条の2を準用する、と定められている。

次に、部活指導等の手当に関しては、「職員の給与に関する条例」(昭和40年大阪府条例第35号)第15条の規定に基づいて学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の職員に関して「学校職員の特殊勤務手当に関する規程」(昭和41年・41教委職第39号、同年大阪府人事委員会第561号承認)が定められている。この規程の第11条に「教員特殊業務手当」が定められており、この中から「部活動」の指導及びこれに関連の深い「対外競技」の引率に関する定めを要点を示せば次のとおりである(平成5年4月23日現在)。

- 「学校に管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務」について、「勤務を要しない日等において、業務に従事した時間が引き続き4時間以上であるとき」 1,500円
- 同じ業務について、「土曜日又はこれに相当する日において、正規の勤務時間以外の時間に業務に従事した時間が引き続き4時間以上であるとき」 750円
- 「別に定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの」について、「その日において、業務に従事した時間が8時間程度であるとき」 1,500円

また、以上の給特法、条例等成立に際して大阪府教育委員会と大阪教職員組合と間で交渉が行われ、クラブ活動について以下のとおりの確認がされている⁴⁰⁾。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

勤務時間外に行なう課外クラブ活動(部活動)

給特法の施行、これに伴う関係条例、規則の施行により、勤務時間外に行なう課外クラブ活動(部活動)の取扱いについては、生徒の要求、教育目的等を勘案し、当面次に定めるところによる。

- 1 部活動については、教員の自発性を基礎として、運用を行なうものとするが、その計画について管理者である校長に対する申し出と、その理解があるものについては、学校教育に準じた取扱いを行なうよう指導する。
- 2 部活動の指導中、教職員に事故が生じた場合には、公務災害補償の対象とされるよう努力する。
- 3 「特活奨励金の支給に関する確認事項」については、当面この趣旨に沿った運用を図るものとし、その増額についても検討する。
- 4 日曜日等に連続して部活動の指導に従事した場合には学校運営上可能な限り、現実の学校運営の実態に即し現実的な処理を行なうことにより軽減の方途を講ずるよう指導する。

(昭和47年3月30日・府教委教職員課長及び大教組書記長署名)

このような現状によれば結局、勤務時間を超えること4時間未満の日常の勤務時間外部活動指導は、基本的には「教員の自発性」に基づくいわば「サービス」として扱われていると言える。それ故、藤田氏の次の叙述はクラブ必修制の背景を的確に概括したものである。

「教師の勤務時間外に及ぶクラブ活動指導に伴う教職員組合の超過勤務手当要求に対する態度決定を迫られた文部省は、いわゆる「クラブ活動」は学校の勤務時間に組み込んで教師の勤務時間内のみ行われるものとし、他は教育課程外のもの、したがって行われるとしても、少なくとも教師の勤務時間外に及ぶ部分は教師有志のいわば自発的なサービスによるものとしたのである。」⁴¹⁾

終わりに

クラブ活動必修制化以前は、学習指導要領が定める教育課程内の「クラブ活動」と課外のクラブ活動とは實際上区別されていなかった。文部省のクラブ活動必修制度化が超過勤務手当対策と一体となっていたことも否めない。

しかし、同じくクラブ活動といっても、戦後学習指導要領が教育課程内に位置づけてきたクラブ活動の理念と、競争主義・勝利至上主義などを含む戦前からの自生的な運動部のあり方に根ざしている戦後の課外運動クラブ(=運動部)の現実との間には大きなギャップがあったのであり、良くも悪くも理念と現実が渾然一体となった状態を引きずってきているのが最近までのクラブ活動・部活動の現状であろう。

特に、課外部活については、その学校教育上の意義づけ・位置づけが大きく立ち遅れてきていたのが実態である。6、7割の生徒が参加し毎週4、5日、毎日2、3時間に及ぶ運動部活動の指導について本稿(四)の(4)に示した通達以外にはほとんど文部省の公式の指針が示されていないこと、部活動は実際は勤務時間外に及ぶことがしばしばであるが、その部分は基本的には時間外勤務手当の対象となっていないこと等はその端的な現れである。

又、運動部活動は、一面では部員生徒と顧問教員の自主性、自発性に根ざして大きく活動しながらも、むしろ、学校教育としての指導の充分及ばないところでの生徒の問題行動や対外運動競技会の過剰、勝利の一面的追求、長時間練習と健康・学業・生活との競合、選手の特権的扱い等々が歴史的にも問題とされてきたという特徴を有している。

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

他方、既述のように、文部省の指導書は、「クラブ活動」の意義や特質として「異年齢集団の中での自発的、自治的な活動」「興味や関心の追求」「生涯学習の基礎となる体験の習得」「満足感や成功感、暖かい人間的触れ合いの体験」「個性の伸長、自主性の育成、社会性の発達」をあげている。その理念は高く、全ての子どもに体験させたい活動のように見える。

しかし、その必修化には大きな無理があったようで、89年告示の学習指導要領は教育課程内必修クラブ活動を課外部活動で代替することを認めており、府県によっては半数ないし8割の学校がこの代替を実施している⁴²⁾。この代替措置が現状への追従なのか、理想への前進なのか見きわめなければならないが、これが変則的な措置であることは否定し難いであろう。

同じく生徒各個人の興味や関心にに基づき個性や自主性を育てる自発的自治的活動と言っても、限られた時間で希望する全ての生徒に選択的な権利として学校が保障し得る基礎的な活動と、現実にはしばしば見られる府県大会入賞、全国大会出場追求などという半ば専門的活動とは両立し難い傾向が含まれている。

以上については、本稿でほぼその概要を示したと思う。

更に次のように考える。俗に言われる部活動の相当部分の「社会教育への移行」は、ある意味では避け難いであろうが、それでは学校からは課外部活動は無くして必修クラブだけにするを求めべきであろうか。

学校はどうすれば、自己犠牲的な教員個々のサービスとしてでなく正規の組織体としての学校の教育活動として、生徒の自発的、自治的な活動であるクラブ活動・部活動を希望する生徒全員に保障することができるのであろうか。

1987年4月、臨時教育審議会第3次答申が「スポーツと教育」を取り上げて以降、文部省の政策にも「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」の区分けにたった新しいスポーツ・運動部活施策が登場し、教育委員会や中学校体育連盟、高等学校体育連盟においても学校運動部活動の見直しの気運が生じている。学校における運動部の活動の現状把握に基づきながらこれらの動向を検討することを次の課題としたい。

注

1) 高等学校、小学校の現行教育課程は、中学校と同日の1989年3月15日に改正、改訂された学校教育法施行規則、高等学校学習指導要領及び小学校学習指導要領によっている。

高等学校の「クラブ活動」等についての定めは次のようである。

① 高等学校の教育課程は、「各教科の科目及び特別活動」によって編成するものとされている。(上記規則第57条及び同別表3)

② 高等学校の特別活動の目標は中学校と全く同じに示されている。(高等学校学習指導要領第3章第1)

③ 特別活動の内容は「A ホームルーム活動」「B 生徒会活動」「C クラブ活動」「D 学校行事」によって構成することとされており(指導要領第3章第2)、クラブ活動の組織方法・内容については、「学級」を「ホームルーム」と置き換えた以外は、中学校と同一に定められている。

④ クラブ活動を「全教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるよう配慮する」べき旨、及び、クラブ活動について「学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法などを適切に工夫するよう配慮するものとする」こと、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができる」こととすることも中学校と同様に示されている。(第3章第3の2の(2)並びに(3))

⑤ クラブ活動等に充てる時数等については、高等学校学習指導要領で次のように定められている。

「6 ホームルーム活動及びクラブ活動の授業時数については、原則として、合わせて週当たり2単位時間以上を配当するものとし、ホームルーム活動については、少なくとも週当たり1単位時間以上を配当するものと

する。なお、クラブ活動については、学校において計画的に授業時数を配当するものとし、その実施に当たっては、部活動との関連を考慮することができる。

7 定時制に課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動又はクラブ活動の授業時数の一部を減ずることができる。」(第1章総則第4款)

小学校については、次のように定められている。

① 教育課程は、各教科、道徳、特別活動によって編成するものとされている。(学校教育法施行規則第24条)

② 「特別活動」の「目標」について「望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を高め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。」(「小学校学習指導要領」第4章の第1)

③ 「特別活動」の内容として「学級活動」「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」を定め、クラブ活動については次のように示している。

「クラブ活動においては、学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の児童をもって組織するクラブにおいて、共通の興味や関心を追求する活動を行うこと」(同前第4章第2)。

④ クラブ活動に関する「指導計画の作成と内容の取り扱い」については、次のように示している(同前第3)。

「学級活動(学校給食に係るものを除く。)およびクラブ活動については、学校や児童の実態に応じた指導が行われるよう適切にそれぞれの時数を配当すること。」

「学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるようにすること。」

⑤ 小学校の特別活動の授業時数等に関しては、学校教育法施行規則(平成元年3月27日文部省令第4号)の別表1において第1学年34、第2、3学

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

年35、第4-6学年70単位時間(1単位時間は40分)とされ、「備考 2」において次のように記されている。

「特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)及びクラブ活動に充てるものとする。」

又、学習指導要領総則第3では、次のように述べている。

「各教科等(特別活動については、学級活動(学校給食に係るものを除く。)及びクラブ活動に限る。…)の授業は、年間35週(括弧内省略)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の過重負担とならないようにするものとする。」

さらに、文部省著作『小学校指導書 特別活動編』(1989年6月、東山書房発行)は、次のように述べている。(82頁)

「第4学年以上については、継続的に活動を展開することが望ましいことから、学級活動とクラブ活動のそれぞれについて、毎週1単位時間を充て、週の時間割上に位置づけて実施することになるであろう。」

2) 例えば、1993年度、徳島県下公立中学校校務調査によると、体育部活動参加は中学生の67.3%、種目別県平均で活動(練習・試合)日数は最小で23日、平日の練習時間は5月で1.8~2.0時間、11月1.6~2.0時間である。(徳島県教育委員会1994年「中学校における部活動のあり方について」)

他方、1993年大阪府で必修クラブを独立して実施している学校は、調査100中学校のうち35校、部活動と一本化している学校49校である(大阪府中・高等学校体育連盟・運動部活動実態調査報告書・1994年)。

又、山口県教委95年1月調査で「クラブ活動」を「部活動」で代替している中学校は42校中33校(同県校長会調査で188校中155校)である。

3) 石川謙著者代表・講談社刊行『近代日本教育制度史料』第23巻所収186頁以下。

4) 学校教育局長名、発学261号。前注書・275頁以下。

5) 前注書・302頁以下。続けて次のように述べて

いる。

「次に、クラブをつくる場合に、特に注意すべき点をあげてみよう。

(i) 生徒の関心・興味・希望・能力をよく調べて、それに基づいてクラブを組織する。

(ii) クラブは生徒の必要・関心に適合するようにつくられるべきで、教師の一時的な机上計画に従うべきではない。

(iii) 生徒は強制されてはいけない。生徒がクラブ活動の中心である。したがって、クラブ組織については、生徒評議会の会議でじゅうぶん討議され、審議されるべきである。教師は指導者となって働いてもよいが、生徒の意見を重んじなければならない。

(iv) 生徒の余暇の活用は、クラブ活動の重要な目標の一つであるから、このことについての注意を怠ってはならない。

(v) クラブ活動の多くは、季節に関係があるから、ある季節だけつくられるクラブもいくつかあってよい。」

なお、高等学校については特別教育活動の重要性に言及しその時間の一部として「クラブ活動1単位時間をとることが望ましい」とし、「クラブ活動……については中学校の項を参照されたい。」としている。

小学校では「教科以外の活動」の中に「クラブ活動」を置いている。

6) 1960年の高等学校学習指導要領にも同旨の「留意事項」が示された。

7) 「現行では、全生徒参加が望ましいことになっているが今回、全生徒必修と改めることとした。このために、授業時数の確保について明らかにした。」(1969年5月文部事務次官通達「中学校学習指導要領の改正等について」中「13の(5)」)。

なお、高校については1970年10月の新「高等学校学習指導要領」告示による。

8) 藤田昌士「部活動とは何か」・同氏ほか編『スポーツ「部活」』1987年・草土文化・102頁

なお、上記調査及び1978年に行われた全国教育研究所連盟による調査によると囲碁・将棋クラブの設置率は、次のようであり(藤田・前掲書

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第15号（1995年）

104.105頁)、必修化によって設置が「手軽」とみられたクラブがやむなくにわかに急設された状況が窺われる。

70年囲碁・将棋クラブ⁶設置率

(クラブ設置頻数/クラブ活動実施校数)

小学校 1%

中学校 4%

78年将棋クラブ⁷設置率

(クラブ設置頻数/調査校数)

小学校 51%

同 囲碁・将棋クラブ⁸設置率

中学校 89%

高等学校 97%

9) 1973年11月『内外教育』所収記事。高橋哲夫著・文部省内教育課程研究会監修『中学校新教育課程の解説特別活動』1989年・第一法規・197頁より再引用。

10) 注6)の藤田論文や安藤堯夫(編集当時教育課程審議会委員)編『中学校学習指導要領の展開特活・行事編』(1967年・明治図書。執筆者は東京都立教育研究所員、東京都及び栃木県指導主事)

11) 12) 藤田昌士・前掲書98頁に倣う。

13) 小林章夫『クラブ——18世紀イギリスの裏面史』1985年・巖々堂。出原泰明「スポーツとクラブ」・共著『現代スポーツ論』1988年・大修館書店・67・68頁による。

14) 出原・前掲「スポーツとクラブ」・69頁。中村敏雄『クラブ活動入門』1979年・高校生文化研究会刊・26—36頁、3要因指摘は30頁。

15) 高橋・注9)前掲書200頁による。

16) 神奈川県教育委員会生涯学習部スポーツ課発行・平成6年度神奈川県運動部活動研究協議会報告書『運動部活動考』2頁。なお、浅羽明・小林義雄「運動部活動はいま」(神奈川県保健センター平成2年度『体育センターレポート』第18号)1—4頁、参照。

17) 小林篤・『現代体育・スポーツ体系』第5巻(浅見俊雄ほか編・1984年・講談社)9頁。岸野雄三他『近代スポーツ年表』(1980年・大修館)。

18) 加賀秀夫・『世界教育史体系31 体育史』1975年・講談社・204—8頁。

19) 日本教育社会学会編『教育社会学辞典』1967年・東洋館出版。なお、次の例、参照。

[例1]第一高等学校校友会規約(明治23年10月):「文武ノ諸技芸ヲ奨励スル為メニ本校ニ校友会ヲ設ケ本校ノ職員生徒及本校ニ縁故アル者ヲ以テ会員トナス」。成田十次郎編著『スポーツと教育の歴史』1988年・不昧堂・61頁。

[例2]東京府立開成中学校では1899年に校友会が結成され生徒は端艇、擊剣、遠足、水泳、英語部のいずれに必ず入部することと規定されていた。注16前掲浅羽・小林1頁。

20) 「学校報国団の隊組織並其ノ活動ニ関スル件」発専166号(昭16・8・8各 schools 長地方長官宛文部大臣)『近代日本教育制度史料』第7巻197・8頁。

21) 『近代日本教育制度史料』第28巻547・8頁(原文は旧漢字片仮名)

22) 『近代日本教育制度史料』第30巻466—486頁所収。

要綱の構成は、一体育の目的、二体育の目標、三発育発達の特質と教材、四指導方針、五体育の考査と測定。

この四にはさらに次のように述べられている。

「1.組織的発展的に指導し正課では広く基礎的なものについて指導する。」「3.スポーツのコーチは原則として教職員がこれに当たる。」「4.遊戯及びスポーツを中心とする指導を行いスポーツマンシップを養う。」「5.各個人に機会を均等に与え、体力に応じた運動に親しませ、運動を自主的に実践させるよう創意工夫する。」

23) 1949年9月に発表の『学習指導要領小学校体育編(試案)』では課外運動に関しては次のように述べられているだけである。

「(体育科の学習指導は)課外や正課の授業を合理的に進めることも重要な問題である。」「指導計画に関係のある問題に正課と課外の問題があるが、……正課と課外の指導に価値的な差別はない。しかし一般的にいて、正課は基礎的な広い経験の機会であり、課外では自主的活動が協調されるが関連を保って指導することが必要である。」(前注書・491、493頁)

1951年7月に定められた『中学校・高等学校学

学校の運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

- 習指導要領保健体育科体育編』（同前前注書・503-516頁所収）では、体育における「自主的活動」や「レクリエーション」、「余暇活動」を重視していることが注目されるが課外活動についての言及はない。
- 現行中学校学習指導要領第2章「第6節 保健体育」及び文部省1989年7月編集『中学校指導書 保健体育編』も課外活動に触れていない。
- なお、新発足校友会及び「学校体育指導要綱」で全生徒参加とされていた課外運動が、学校によっては任意参加になってきた経緯に今後注意したい。
- 24) 1907年には文部省が「各学校ニ行ハルル競技運動ノ利害及び其弊害ヲ防止スル方法如何」という諮問を行ない、1911年8月から9月にかけて朝日新聞が「野球とその害毒」という連載をするほどであった。中村敏雄『日本的スポーツ環境批判』1995年・大修館・7頁、123-130頁。
- 25) 1932年3月28日文部省訓令第4号。『近代日本教育制度史料』第6巻198-206頁、所収。これは400字詰約16枚の字数に及ぶ立ち入った指導指針であって、その中には例えば次の内容の規定があった。
- 小学校の児童を試合参加のために宿泊させてはいけない。○対外試合で同一児童が1日に行う試合回数は1回を原則として止むを得ない場合は2回でもよい。○中等学校生徒の参加し得る野球試合は総て学業に支障のないよう行うべきであって特に対外試合は荒天等による特別の理由の他は土曜日の午後又は休業日に限り行うこと。○中等学校で試合に出場する選手はその学年で留年した者であってはならない。転入学、中途入学した者は1ヶ年以上経っている場合に限る。○大学及び高等専門学校は野球に優秀であることによって入学の便を与え又は学費その他の生活費を授けるようなことを条件に入学の勧誘をしてはならない。
- 26) 『近代日本教育制度史料』第22巻552-3頁。
- 27) 『近代日本教育制度史料』第25巻575-7頁。
- 28) 昭和29年文初中第220号・各都道府県教育委員会・知事等宛。石川松太郎ほか編・東京法令『現代日本教育制度史料』第6巻160-2頁。
- 29) 昭和32年文初中第249号、同前宛。前注史料第16巻465-8頁。
- 30) 文部次官発各都道府県教育委員会、知事等宛。昭和36年文体体第139号。前注史料・第20巻276-9頁。「要点」は通達が表示している全文。
- 31) 昭和44年7月3日・文体体第208号「児童生徒の運動競技について」文部事務次官発各都道府県教委、知事等宛。前注史料第36巻147-51頁。
- 32) 文部省体育局監修『体育・スポーツ指導実務必携』平成7年版(ぎょうせい発行)503-4頁。
- 33) 平成6年文体体第162号。文部省体育局長、初等中等教育局長発・各都道府県教育委員会、知事等宛。前注書・505頁。
- なお、1989年の国体参加は、昭和62年12月2日・文体体162号「中学生の国民体育大会への参加について」による。
- 34) 前注書・1457-8頁「平成7年度児童・生徒の参加する全国大会」
- 35) 前注書・506-7頁、所収。
- 36) 同前・507頁。
- 37) 日本教職員組合編『日教組30年史』（1977年・労働教育センター刊）420-45頁。
- 38) 前出『教育法学辞典』162頁(執筆：兼子仁)
- 39) 昭和46年5月28日公布・法律第77号。翌年1月1日施行。
- 40) 大阪教職員組合編集発行『闘いの年輪』1994年・65-72頁、大阪府立高等学校教職員組合編集発行『府高教ハンドブック』1993年第5版・50頁、147-50頁、参照。
- 41) 藤田・前掲「部活動とは何か」103-4頁
- 42) 注2、参照。

— 1995年9月10日 —